

監査第 58 号
平成 30 年 2 月 28 日

下呂市長 服部 秀洋 様

下呂市監査委員 杉山 好巳
下呂市監査委員 中島 博隆

平成 29 年度財政援助団体等の監査結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 29 年度財政援助団体等の監査を実施
したので、その結果を同法第 199 条第 9 項の規定により報告します。

平成 29 年 度

財政援助団体等の監査報告書

下 呂 市 監 査 委 員

目 次

第1． 監査の種類	1
第2． 監査対象	1
第3． 監査の実施日	1
第4． 監査の方法	1
第5． 監査の結果	1

◎公の施設の指定管理者

〔 施設名 〕

下呂市まるかりの里	2
下呂市巖立峡ひめしゃがの湯	5

◎補助団体

飛騨小坂観光協会	7
----------	---

第 1． 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

第 2． 監査対象

平成 28 年度の事務事業の執行状況について、次の団体を監査の対象としました。

◎公の施設の指定管理者

施 設 名	指 定 管 理 者	所 管 部 課
下呂市まるかりの里	久野川管理組合	農林部 農務課
下呂市巖立峡ひめしゃがの湯	小坂町商工会	小坂振興事務所 小坂地域振興課

◎補助団体

団 体 名	補 助 区 分	所 管 部 課
飛騨小坂観光協会	負担金	観光商工部 観光課
飛騨小坂観光協会	補助金	観光商工部 観光課

第 3． 監査の実施日

平成 30 年 1 月 24 日・31 日

第 4． 監査の方法

監査の実施にあたっては、財政援助団体等に監査の実施に必要な資料の提出を求め、提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって実施するとともに、所管部課の担当者、各団体の代表者等から説明を聴取するなどの方法で実施しました。

第 5． 監査の結果

平成 29 年度財政援助団体等のそれぞれの監査結果は次のとおりです。なお、監査の際に改善や検討を求めた軽易な事項については記述を省略しました。

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市まるかりの里】

1 指定管理者の概要

- (1) 名 称 久野川管理組合
(2) 所在地 下呂市久野川1263番地

2 設置目的

農林漁業者や農林漁業集落在住者の所得及び就業機会の確保と、地場産農林漁産物の消費拡大を図るとともに、都市住民と地域住民の交流を積極的にすすめ、地域の活性化に資するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき設置するもの

3 指定管理施設の概要

- (1) 施設名称 下呂市まるかりの里
(2) 所 在 地 下呂市久野川1263番地
(3) 施設内容 建設年度 平成11年度（平成12年4月運用開始）
コテージ 木造平屋建瓦葺 3 棟 311.79㎡
管 理 棟 木造平屋建瓦葺 1 棟 53.00㎡
農業体験施設 木造平屋建瓦葺 1 棟 44.72㎡
敷地面積 4,956.60㎡

4 指定管理の内容

- (1) 指 定 期 間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで 5年間
(2) 指定管理料 平成28年度 300,000円（消費税及び地方消費税含む）
(3) 指定管理の主な業務範囲
・ 管理施設及び設備の維持管理に関する業務
・ 管理施設の利用の承認に関する業務
・ 管理施設の利用料の徴収、減免及び利用料の返還に関する業務
・ 管理施設の設置目的を効果的に達成するための必要な業務
・ 管理物品等の貸出及び物産販売業務
・ 管理施設におけるサービス提供業務
・ 危機管理体制の整備、運用に関する業務
・ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
(4) 利用料金制 導入あり

5 施設の利用状況

(単位：人)

施設名		平成 28 年度				平成 27 年度	平成 26 年度
		市内	県内	県外	合計		
コテージ	宿 泊	186	162	627	975	964	1,049
	日帰り	84	0	0	84	110	166
キャンプサイト	宿 泊	0	0	62	62	87	96
	日帰り	0	0	0	0	9	8
農業体験施設	日帰り	272	55	42	369	255	224
体験農園		0	0	0	0	0	0
計		542	217	731	1,490	1,425	1,543

6 収支状況

(単位：円)

項 目	平成 28 年度	平成 27 年度	対前年度増減
総収入額	4,803,333	4,319,956	483,377
総支出額	4,546,359	3,896,359	650,000
資金収支差額	256,974	423,597	△166,623

7 監査意見

監査の結果、財政的援助に係る出納その他の事務及び事業については、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、次の事項について検討してください。また、今後の運営について、次のように要望します。

○指定管理料の精算義務規定について（検討事項）

当施設の管理運営には、指定管理者の自主的な経営努力の発揮が期待される利用料金制（一部）が導入されています。利用料金制は、経営努力を促すインセンティブが働き、施設の利用率やサービスの向上につながることになりますが、基本協定第 27 条には、収入および支出の実績に応じた指定管理料の精算について規定されています。

当施設において、この規定による指定管理料の精算は行われていませんが、業務の不履行など特別の事情がある場合は別として、もし利用者の増加や経費節減等の経営努力によって生じた余剰分まで精算されることになれば、利用料金制を採用した趣旨と相反することになると考えられることから、この指定管理料の精算義務規定は疑問が残るところです。協定更新時に同規定の見直しについて検討してください。

○今後の運営について（要望事項）

当施設の設置目的は、農林漁業者・集落在住者の所得及び就業機会の確保や、地場産農林魚産物の消費拡大、都市住民との交流によって地域の活性化を図ることとされ、指定管理者

と市で組織する同施設の運営管理会では、同施設を地域づくりの拠点として位置づけ、運営について協議し経営努力されていることは評価するところです。

地域づくりを進めるには、その地域にしかない自然、文化、伝統などを大切にし、それらを活かすことが重要と思われます。このことについて、例えば、現在２７品目ある県の「美濃飛騨伝統野菜」として、当市では「南飛騨富士柿」とともに当地区の「久野川かぶら」が認定されていますが、生産に限度があるためか広くは知られていません。しかし、特産品として顕在化していなくても、それを誇りとする意識啓発を図ることは重要と考えます。他にもたくさんある地域が持つ潜在力を引き出すために、指定管理者が地域ぐるみで組織されているという強みを発揮されることと、行政、地域おこし協力隊、民間などが持つ多様な知恵、ノウハウの一層の活用が図られることを要望するとともに、当施設を核とした取り組みが、地方創生のモデルになるよう期待します。

なお、「久野川かぶら」について、昭和４７年発行の「下呂町上原誌」に記載があり、漬物としてその風味を賞した上で、今でいう地域ブランドとして企業化することの有望性についても言及していることを付言しておきます。

(農務課・久野川管理組合)

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯】

1 指定管理者の概要

- (1) 名 称 小坂町商工会
(2) 所在地 下呂市小坂町小坂町769番地

2 設置目的

高齢者をはじめ地域住民に対し、健康の増進、生きがいつくりの場を与え、これらの住民の福祉の向上を図るため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき設置するもの

3 指定管理施設の概要

- (1) 施設名称 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯
(2) 所 在 地 下呂市小坂町落合1656番地
(3) 施設内容 建設年度 平成7年度（平成7年11月運用開始）
構 造 鉄筋コンクリート造平屋建
(レストラン棟は木造2階建)
面 積 延床面積 1,323.50㎡
土 地 7,534.33㎡（駐車場含む）
ロビー、事務室、休憩室、脱衣室、浴室、エレベーター、機械室、
レストラン
浴室の種類
大浴槽、泡風呂、水風呂（源泉）、露天風呂、サウナ、薬草風呂
打たせ湯、寝湯、ハーブスチームバス

4 指定管理の内容

- (1) 指 定 期 間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで 3年間
(2) 指定管理料 平成28年度 7,560,000円（消費税及び地方消費税含む）
(3) 指定管理の主な業務範囲
・管理施設の使用許可に関する業務
・管理施設におけるサービス提供業務
・管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
・管理施設の維持保全に関する業務
・危機管理体制の整備、運用に関する業務
・前各号に掲げるもののほか、市長または指定管理者が必要と認める業務
(4) 利用料金制 導入あり

5 施設の利用状況

(単位：人)

区 分	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
利用者数	86, 579	94, 775	84, 991

6 収支状況

(単位：円)

項 目	平成 28 年度	平成 27 年度	対前年度増減
総収入額	84, 247, 430	90, 010, 286	△5, 762, 856
総支出額	81, 520, 989	84, 460, 009	△2, 939, 020
資金収支差額	2, 726, 441	5, 550, 277	△2, 823, 836

7 監査意見

監査の結果、財政的援助に係る出納その他の事務及び事業については、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、次の事項について改善、または検討してください。

○業務計画書等の提出について（改善事項）

基本協定第 21 条によれば、指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに業務計画書及び経費見積書を提出し、市はこれを確認することになっていますが、業務計画書及び経費見積書は提出されていませんでした。

業務計画書及び経費見積書は、事業開始前に、当該年度の具体的な業務内容を確認する重要な資料であり、年度協定で定める指定管理料の積算根拠となることから、市は指定管理者に提出を求め、適正な業務の執行計画と指定管理料の積算根拠の妥当性を確認する必要があります。

(小坂地域振興課・小坂町商工会)

○指定管理料の精算義務規定について（検討事項）

当施設の管理運営には、指定管理者の自主的な経営努力の発揮が期待される利用料金制（一部）が導入されています。利用料金制は、経営努力を促すインセンティブが働き、施設の利用率やサービスの向上につながることでありますが、基本協定第 27 条には、収入および支出の実績に応じた指定管理料の精算について規定されています。

当施設において、この規定による指定管理料の精算は行われていませんが、業務の不履行など特別の事情がある場合は別として、もし利用者の増加や経費節減等の経営努力によって生じた余剰分まで精算されることになれば、利用料金制を採用した趣旨と相反することになると考えられることから、この指定管理料の精算義務規定は疑問が残るところです。

(小坂地域振興課)

◎補助団体 【団体名 飛騨小坂観光協会】

1 負担金の概要

- (1) 負担金の名称 飛騨小坂観光協会事業負担金
- (2) 交付の目的 小坂地域の魅力発信と新しい観光コンテンツの開発整備、インバウンド受入体制整備といった取り組みに対する経費負担を目的とする。
- (3) 交付額 平成 28 年度 3,650,000 円

2 負担金事業の内容

(1) 事業費の決算状況

(単位：円)

項 目	平成 28 年度	平成 27 年度	対前年度増減
事業費総額	4,008,842	3,082,168	926,674
うち負担金対象経費	3,589,607	2,144,427	1,445,180

(2) 平成 28 年度 負担金対象事業の内容

(単位：円)

事 業 名		実 施 内 容	決算額
委託料	ジオ・パーク調査研究委託事業	白山ジオ・パークの視察	335,938
	ジオ・パーク啓蒙事業	飛騨小坂観光協会ジオ・パークホームページ作成	
	広告宣伝事業	新聞や雑誌に小坂の滝等の情報を掲載	
行事費	はなもも祭	来場者約 1,000 人	614,615
	巖立詣	来場者約 100 人	
	山開き	来場者約 100 人	
	いわな祭	来場者約 400 人	
	滝開き	来場者約 60 人	
小坂の炭酸泉活性化支援事業		炭酸泉セミナーの実施、炭酸ミスト試作品開発	853,986
飛騨小坂観光協会多言語ホームページ制作事業		飛騨小坂観光協会多言語ホームページ制作	777,600
英語版パンフレット(マップ)制作事業		英語版御嶽山、小坂の滝めぐりトレッキングマップ作成	450,252
マーケティング事業		宿泊統計及び滝めぐりなどの体験ツアーに関するアンケート調査・分析	248,600
滝めぐりコース修繕事業		滝めぐりコースの修繕	200,000
飲泉場源泉ポンプ補修事業		飲泉場源泉ポンプの補修	108,616
合 計			3,589,607

3 監査意見

監査の結果、財政的援助に係る出納その他の事務及び事業については、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、次の事項については改善してください。

○負担金の額について

負担金の対象となる事業費の決算額を上回る市の負担金が支出されています。このことについては、平成 29 年 11 月の行政監査結果報告（負担金・補助金に関する事務）の中で、同様の事例について指摘したところですが、対象事業費の総額を上回る負担金の支出は不適切と言わざるを得ません。

なお、当該負担金は、債務の履行期が未到来で、債務金額が確定していないことにより概算払で支払われ、その後、事業の不実施や事業費の変更が行われていますが、これに伴い必要となる精算が行われていません。適正な事務処理を行ってください。

（観光課）

◎補助団体 【団体名 飛騨小坂観光協会】

1 補助金の概要

- (1) 補助金の名称 飛騨小坂観光協会運営補助金
- (2) 交付の目的 飛騨小坂観光協会の経常的な活動を支援することを目的とする。
- (3) 交付額 平成 28 年度 1,405,000 円

2 補助対象事業の内容

(1) 補助金対象事業の内容

人件費、事務費等飛騨小坂観光協会の運営に要する経費

(2) 管理費決算状況

項 目	平成 28 年度	平成 27 年度	対前年度増減
管理費総額	3,167,521	2,610,994	556,527
うち補助対象経費	2,906,822	2,488,585	418,237

3 監査意見

監査の結果、財政的援助に係る出納その他の事務及び事業については、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、次の事項について検討されるよう要望します。

○補助対象経費と補助率について（改善事項）

当該補助金は、下呂市観光商工事業振興補助金交付要綱で、補助対象経費については「観光協会の経常的な活動に要する経費」とし、補助率又は補助額については、「市長が認めた額」と規定されています。実績報告書には、観光協会総会議案書の決算書（写し）が添付されているのみで、補助対象経費について詳細な内訳を把握することができません。また、補助率については、実際は2分の1以内として運用していますが、交付要綱には明確な補助率は規定されていません。これらのことについて改善されるよう検討してください。

○人材の確保と育成及び専従体制への支援について（要望事項）

市には5つの観光協会があり、そのうち飛騨小坂観光協会を含め4つの観光協会は任意団体となっていますが、近年、地域における観光協会が果たす役割は、観光事業者の利益向上のみならず、地域経済の活性化や雇用の創出など大きなものとなっています。飛騨小坂観光協会では、「滝」「炭酸泉」「ジオツーリズム」などを資源として、特に地域経済活性化に効果があるといわれる様々な着地型観光に取り組まれています。事務局職員は1名で、その勤務態様は、事務からネイチャーガイドまで幅広く、事業運営に苦労されている様子が窺えました。観光協会には、組織を持続させるための独自財源の確保や、補助金等への依存体質からの脱却が求められるところですが、そのためには、専従体制の整備や人材の確保、育成が重要と考えます。

補助金については、地方自治法第232条の2で、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されています。公益上必

要か否かの認定には全くの自由裁量があるわけではありませんが、このことを踏まえ、観光地域づくりは、「人づくり」が原点であるとの観点から、他の観光協会も含め、人材の確保、育成に係る支援に注力されるよう要望します。なお、厳しい財政状況であることを認識し、補助金の公平性に配慮しながら事業の「選択と集中」によって、補助金を効果的に運用されるよう、あわせて要望します。

(観光課)

【参考資料】飛騨小坂観光協会の決算状況

(単位：円)

項 目		平成 28 年度	平成 27 年度	対前年度増減
収 入	会費	1,443,000	1,370,000	73,000
	補助金	2,490,550	1,560,000	930,550
	負担金	3,650,000	2,650,000	1,000,000
	繰越金	295,194	210,495	84,699
	雑収入	123,406	197,861	△74,455
	合 計	8,002,150	5,988,356	2,013,794
支 出	事業費	4,008,842	3,082,168	926,674
	管理費	3,167,521	2,610,994	556,527
	合 計	7,176,363	5,693,162	1,483,201
資金収支差額		825,787	295,194	530,593